

また、追加で標茶高校内の旧書庫、さらに硫黄山関係と3カ所を結んだ産業遺産ルートの設定ということと、道から経済産業省に申請している。各委員からの評価は非常に高い。

標茶高校の振興について

平川 昌昭議員

問 新聞報道で北海道教育委員会が4校のスーパーネイチャーハイスクールを指定。その中に標茶高校も指定された。又、推薦枠の緩和などが出ていたが、教育委員会としてどう受け止めているか。

答 町教育委員会は、義務教育を主としている。高校は、道教育委員会担当の分野であり、詳しくは答えられないが本町の標茶高校は総合学科で大変特殊、特徴豊かな推進を行っており、ある程度の指定を受け、各大会に出場し優秀な成績を収めている、今後一定程度の助成を進めていく。

決算審査委員会

総括質疑

平川 昌昭議員

《麻生団地の販売は》

問 麻生団地の売買は過去に関連業者とタイアップし町内の方に提供の案が出ていた。町外業者も参入し土地を幅広く販売していくと聞くと、19年度の経過と売り込みの評価はどうか。

答 区画整理事業も終息に向かい保留地等の換地清算事務を進めている。

平成十九年度決算を認定

決算審査特別委員会委員長から平成十九年度の決算審査報告が提出され、採決した結果認定されました。

一般会計	歳入決算	九五億二、六五五万円
	歳出決算	九四億四、七八一万円
特別会計	歳入決算	四四億六、九三七万円
	歳出決算	四四億一、七一八万円
公営企業会計	歳入決算	十一億四、四〇七万円
	歳出決算	十二億四、九六九万円

《学校図書の実を》

問 学校図書、義務教育のなかで本町は17.9%、釧路市は30%である。図書の整備費は今後どうとらえているのか。

答 国が定めている標準冊数は小中学校は学級数で分かれています。図書購入費の5割は児童図書の部分で占めています。また、図書館バスで新しい図書が随時循環し子どもたちの目に触れる状態にある。

問 子どもや母親からのリクエストされている図書を増冊導入する考えはあるか。

答 買える部分は購入している。

問 文化基金条例には標茶図書館の図書充実事業に充てるという内容もある。図書購入に十分活用できるのではないか。

答 文科省の学校図書整備は5カ年計画で交付税措置し、市町村の学校図書を充実するようこの指導がある。他町村より不足

この考えはない。

深見 迪 議員

《学校給食の食品検査を》

問 学校給食における文部科学省の基準に基づく定期的な細菌、農薬、添加物等の検査の実施を標茶町は、行っているか。

答 文部科学省の基準に基づき定期的な食品点検は、町単独ではしていない。

問 文部科学省の基準による調査は、1年間に全道でわずか12カ所だ。これでは順番がまわってこないのは15年間に1回だ。町単独でやるべきではないか。

答 食品数も多くまた、1回の検査に十数万円もかかるので単独での検査は難しい。

地元の野菜や乳製品を使うなど一定の努力をしているが、食品輸入が6割もある現実なので厚生労働省の検疫などを含めて国の体制に期待したい。

《町立病院問題を全町で》

問

標茶町立病院改革プランの素案が出た。

看護士体制が変わり、その面での収入増を見込んでいるが、看護士を増やすことによって患者が入院していただける平均入院日数が減って患者が困ることはないか。

答

看護士体制は、平成20年6月までの、

15対1とくらべると11月からの10対1では、年間4,800万円も増収になる。平均在院日数は、15対1の時の60日以内から21日以内になるが、長期入院患者、社会的入院患者が困らないような運営をしていきたい。



— 医療講演会 —

問

10月に行った医療講演会は、暴風雨のなか100人以上も集まった。

今後も続けるべきである。また、町立病院問題を考える全町的な討論、組織を考へてはどうか。

答

町立病院の改革プランについて十数か所の地域を回って改革プランの説明をし、住民の意見を聞いて来た。

病院を取り巻く環境はきびしくなっているが、町民の応援ももらいながら一層医療サービスの提供、向上に向けて努力していきたい。病院としても住民と共に取り組むべきものについては取り組んでいきたい。

後藤 勲議員

《町立病院職員数について》

問

昨年から比べ通院患者数が879人減少となっているが、職員が1名、臨時職員が2名増員になっている。その件について伺う。

答

1日24時間365日の救急外来の指定病院として機能發揮していくため放射線技師を1名増員し3名体制で100%救急患者の対応をしている。臨時職員の2名は、産休、育休の代替の配置である。今回の病院の改革プランの中でも人件費をはじめとする経費の削減に努めている。

《エキノコックス検診について》

問

学童、成人を対象とし検診をしているようだが学童というのは小学生からなのか。例えば病気が発症するまで10年くらいかかって発症すると言うが、年に何回検査をしているのか。広報などで住民に周知されているのか。

答

エキノコックス検診については、道のエキノコックス症対策実施要領に基づき毎年実施している。学童については小中学生ということで成人については、実施要領に基づいて地域が限定したところについて現在のところは毎年1

回検診している。

《堆肥処理における水質検査について》

問

堆肥の適切な処理についてどのように巡回、検査を行ってきたのか。

答

家畜ふん尿対策プロジェクトというチームをつくり、特に春先の融雪期に河川の巡視を含め巡回している。また降雨等で水質の汚染が懸念される時は随時河川を巡回している。

問

保健所とかタイアップしての水質検査はやっていないのか。

答

直接的には関係は持っていないが、釧路川水質保全協議会で水質検査をやっており、特に水質の悪化があった時に釧路市の上下水道部から報告がなされ、それに基づいて対策を考えている。

《まちづくりポストへの対応》

問

まちづくりポストについて19年度で投稿のべ人数8人、意見8件となっているがどのような意

見が出ていて、どう対応しているのか。

答

町内の各集会所等に設置しており、不特定多数の方が投函できるようになってきている。質問等の内容に応じて、町の広報で回答するようにしている。

《水道料金の滞納者への徴収は》

問

不納欠損で消滅時効とは何年か。居どころ不明者への調査を徹底すべき。また死亡により納入義務者がいなくてもだれかいるのではないか。

答

5年となっている。居どころ不明については債権者が転出した後の住民票の住所に納付書を送付するが、居どころ不明で戻ってきてしまう。それ以上は追跡ができづらい。死亡については財産を相続する関係者に対して納入のお願いはしてない。今後とも、滞納を減らす努力をしていきたい。